

フランスにおける児童虐待防止制度

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 社会労働調査室 三輪 和宏

目 次

はじめに

I 歴史的経緯

- 1 初期の法律における親権への司法的介入
- 2 児童虐待防止法制における近年の改革

II 民法典上の基本的規定と児童に関する概念

- 1 民法典上の基本的規定
- 2 対象となる児童の概念
- 3 年齢の範囲

III 児童虐待防止の実施手続の概要

- 1 虐待の通報
- 2 母子保護機関の虐待防止活動
- 3 県による憂慮情報の管理
- 4 行政上の対応
- 5 司法上の対応

おわりに

要 旨

- ① フランスの児童虐待防止の取組の歴史は長く、関連法の制定も 19 世紀にさかのぼる。既に、1889 年に制定された児童保護のための法律において、親権への司法的介入の手續が規定されていた。
- ② 2007 年の児童保護改革の立法の後は、「危険な状態にある児童」という用語を用いて、行政機関等の対応の対象となる児童の範囲を広げ、虐待を未然に防ぐ努力がなされている。
- ③ 児童虐待の通報については、全国を対象エリアとする通報のための専用電話サービス「危険な状態にある児童のための全国電話相談受付センター」を設けており、国民に広く認知・利用されている。
- ④ 我が国の保健所に類する機関である母子保護機関も、児童虐待の発見・防止に大きな役割を担っている。健康診断や妊婦への面談などの機会をとらえて、児童虐待の早期発見に努めている。
- ⑤ 県では、憂慮情報収集室を設けて、児童虐待に至るおそれがある等の関連情報（学校関係、病院関係、福祉関係等の様々な場所から発生する諸情報）を一元的に管理することとしている。
- ⑥ 児童虐待等への行政上の対応（行政的保護）は、主として児童社会扶助機関によって行われており、同機関は、家庭における育成的活動、家族援助福祉士による支援、育成養育扶助、経済的支援などの具体的な支援の提案を行っている。
- ⑦ 児童虐待等への司法上の対応（司法的保護）は、児童裁判官の判決によって措置が行われるもので、その代表は育成扶助である。これは、司法的命令に基づく在宅支援、里親・施設による養育等の措置のことである。また、緊急性、重大性を帯びるため、県から共和国検事へ送致された事案等について、刑事事件に相当すると考えられる場合には、加害者への刑事訴追が行われることがある。

はじめに

平成 27 (2015) 年は、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成 12 年法律第 82 号。いわゆる「児童虐待防止法」) が制定されてから 15 年である。新聞報道でも、15 年が経過したことに着目した記事が見られ、児童虐待の問題について関心が高まっている。同法は、平成 16 (2004) 年、平成 19 (2007) 年に比較的大きな改正が行われ、現在に至っている。しかし、増え続ける児童虐待関連の通報に対して児童相談所が十分に対応しきれていないという指摘があり、一方で、実際に児童相談所が介入しようとする親の理解が得られず問題の解決に向けて対応が進められないという難しい課題も見られる。⁽¹⁾厚生労働省の調べでは、平成 25 (2013) 年度中に、全国の児童相談所が児童虐待の相談として対応した件数は 73,802 件で、過去最多である。過去 15 年の件数の推移を見ても、増加を続けている⁽²⁾。児童虐待の防止に向けて、一層の努力が求められている状況である。

本稿は、今後の我が国における児童虐待防止の論議の参考となるように、児童虐待防止に関して長い歴史を有し、制度的に充実しているとされるフランスの事例について紹介するものである。

I 歴史的経緯

1 初期の法律における親権への司法的介入

フランスにおける児童虐待防止のための取組の歴史は長い。長い歴史的経験を有すること自体が、特徴の一つと言える。現在から 100 年以上も前の出来事となるが、1889 年には、児童保護のための法律(「虐待され、又は精神的に遺棄された児童の保護に関する法律」⁽³⁾) が制定されていた。この法律は、児童虐待防止に関する法律として、最初期のものに位置付けられている。この法律により、例えば、一定の犯罪を行ったと宣告された、又はその子が行った犯罪に関する犯人(auteur)⁽⁴⁾・共犯者(complice)等と宣告された親については、全面的な又は部分的な親権の剥奪が行われ得ることが定められた。また、法廷による有罪の宣告がなかった場合であったとしても、常習的酩酊、周囲によく知られた不行状又は虐待により、子の健康、安全又は品行(moralité)⁽⁵⁾を損なうと認められる親については、親権の剥奪が行われ得ることが定められた(第 1、2 条)。この剥奪の手続は、民事上の司法手続として行われることが定められており⁽⁶⁾、親権に対する司法的介入のルールを定めた法律として注目されている。当時のフランスの民法典(Code civil)、民事訴訟法典(Code de procédure civile)の中には、この種のルールがなかったため、児童保護の観点からこれらの法典を補完する役割を持つ法律であった。実際に、19 世紀後半のフランスの要保護児童の数は、約 10 万人と推

(1) 「この子に笑顔を 虐待防止法 15 年(上) 悲劇防げ児相手探り」『日本経済新聞』2015.5.12.

(2) 内閣府編『子供・若者白書 平成 27 年版』2015, pp.49-50. <<http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/hakusho.html>> なお、本稿のインターネット情報の最終アクセス日は、2015 年 6 月 29 日である。

(3) Loi du 24 juillet 1889: Loi sur la protection des enfants maltraités ou moralement abandonnés. この法律は、現在施行されている法律ではない。

(4) 正犯とも訳される。

(5) 道徳性、道徳心、倫理性とも訳される。

(6) 評議部(chambre du Conseil)と呼ばれる民事法廷で決定がなされると定められ、そのための事前調査が共和国検事(procureur de la République)により行われ、共和国検事等が評議部への申立者になることができた(同法第 3、4 条)。この手続は、現在行われている児童虐待事例に対する民事司法上の介入手続の原型を形成するものである。

計されており⁽⁷⁾、児童保護という課題が、社会的に注目されていた。

2 児童虐待防止法制における近年の改革

前述した 1889 年の法律以後の状況を見ると、フランスでは、児童虐待防止に関連する法令が数多く制定され、その数は、数十を超えている。非常に多くの法令が存在するため、フランスの児童虐待防止法制は複雑であるが、現行の児童虐待防止制度の根幹を形作る法律は、①未成年者に対する虐待の防止及び児童保護に関する 1989 年 7 月 10 日の法律第 89-487 号⁽⁸⁾（以下「1989 年児童保護法」という。）と、②児童保護の改革に関する 2007 年 3 月 5 日の法律第 2007-293 号⁽⁹⁾（以下「2007 年法」という。）の二つである。ここでは、両法律のあらましを紹介する。

(1) 1989 年児童保護法

1989 年児童保護法は、児童虐待防止制度に関して、体系的制度を提供することを目指したものであった。条数は全 17 条であり、大部な法律ではない。民法典、家族・社会扶助法典（Code de la famille et de l'aide sociale）、刑事訴訟法典（Code de procédure pénale）の改正などが主たる内容である。児童虐待防止制度の整備の観点から意義を有するポイントとしては、次の 5 点を挙げることができる（主として、1989 年児童保護法第 3、4 条による⁽¹⁰⁾）。

- ① 児童虐待の防止・探知、児童保護に関わる中心的存在として県⁽¹¹⁾を掲げ、その長たる県議会議員⁽¹²⁾の役割として、児童保護に関する啓発、虐待される未成年者に関する継続的な情報収集措置の確保等を定めた。
- ② 県議会議員に司法機関・国の機関・他の機関等との間に立つ調整役としての役割を付与し、関係する諸機関等との間の連携協力を目指した。
- ③ 虐待に関する情報提供・相談、虐待の通報のために、全国を対象エリアとした無料通話サービス（全国虐待児童電話相談受付センター⁽¹³⁾）を創設した。これは、1990 年 1 月から運用を開

(7) 遺棄された児童、貧困に陥った児童、犯罪を行った児童の合計として計算したもの。Denis Darya Vassigh, "L'action juridique en faveur des enfants maltraités dans la deuxième moitié du XIXe siècle," *Criminocorpus: Justice des mineurs*, 6 juillet 2012. Criminocorpus HP <<http://criminocorpus.revues.org/1912>>

なお、当時のフランスの人口（1891 年）は約 3800 万人であった。P. フローラ編（竹岡敬温監訳）『ヨーロッパ歴史統計国家・経済・社会—1815～1975 年— 上巻』原書房、1985、p.49.（原書名：Peter Flora, ed., *State, Economy, and Society in Western Europe: 1815-1975*, vol.1, 1983.）

(8) Loi n° 89-487 du 10 juillet 1989 relative à la prévention des mauvais traitements à l'égard des mineurs et à la protection de l'enfance.

(9) Loi n° 2007-293 du 5 mars 2007 réformant la protection de l'enfance.

(10) 加藤佳子「フランスにおける児童虐待への取組み—実態と課題—」『法政論叢』40 卷 1 号、2003.11、pp.143-144; 同「フランスの児童虐待への対応—法と実態」吉田恒雄編著『児童虐待防止法制度—改正の課題と方向性』尚学社、2003、pp.98-100.

(11) 現在のフランスの地方行政制度は、州（région）、県（département）、市町村（commune）の三層構造になっている。社会福祉関係の行政事務は、主として県により担われており、児童・障害者・高齢者等に対する支援も県の業務である。ただし、保育所の運営は市町村が行っている。

(12) 県議会議員長（Président du Conseil général）は、県議会（立法機関）の長であると同時に、県行政（執行機関）の長でもある。

(13) Service national d'accueil téléphonique pour l'enfance maltraitée: SNATEM. 2007 年法以降は、危険な状態にある児童のための全国電話相談受付センター（Service national d'accueil téléphonique de l'enfance en danger: SNATED）と称される。

始し、「もしもし、虐待児童 (Allô enfance maltraitée)」という呼称でよく知られるものであった。

- ④ 児童虐待に関する市民の啓発、虐待される未成年者に関する情報収集措置についての広報推進など、市民に対する情報提供を進めた。
- ⑤ 医師、ソーシャルワーカー、司法官、教員、警察官等の児童虐待に関わる専門職の研修を強化した。

(2) 2007 年法

1989 年児童保護法の制定後も、児童虐待防止関連の法令の整備が続けられ、その中でも特に重要なものとして挙げられるのが、2007 年法である。2007 年法は、児童虐待防止の一層の推進を求める市民の声を受け、2006 年に政府提出法律案としてフランス国会の上院に提出され、修正を経た後、2007 年 2 月 22 日に下院で可決し成立した。全 40 条から成っている。2007 年法の制定に関連し、児童虐待防止の改善を求める声としてよく知られるのは、「児童保護の再生のための 100 人によるアピール」⁽¹⁴⁾である。このアピールは、国会議員、地方議員、関係諸団体の代表者、学識経験者などが児童保護の充実と、そのための法律の制定を求めたものである。それによると、フランスにおいて、危険な状態にある未成年者 (mineurs en danger) の数は、児童裁判官 (juge des enfants)⁽¹⁵⁾が扱ったもので 10 万人を超えている (2003 年)⁽¹⁶⁾。児童虐待防止の一層の推進が、広く市民から求められていたことが理解される。

2007 年法は、①児童虐待の発生を未然に防ぐための対策を充実させること、②児童虐待の発生を警戒し、その通報制度の改善を図ること、③児童と家庭に対する介入方法を多様化させることという三つの側面から改革策を打ち出した。具体的な制度改革として大きなものは、次の 7 点であり、児童虐待防止における現代的な課題に取り組んだものと言える。⁽¹⁷⁾

- ① 虐待された (maltraité) 児童という言葉より、危険な状態にある (en danger) 児童という言葉を使用するようにした。「危険な状態にある」という言葉の方が、「虐待」よりも広い意味を持つことから、この言葉を用いることにより、「虐待」に至る前の状況まで含めて、より広い観点から児童虐待防止に当たることとした。(第 1、3、12、16 条等)
- ② 妊娠期・乳幼児期・学齢期について継続的なチェックと支援を行うこととした。妊婦との面談、乳幼児・児童の健康チェックなどを通し、虐待につながる可能性がある要因・兆候がな

(14) Conseil général de la Seine-Saint-Denis, ed., "Appel des 100 pour le renouveau de la protection de l'enfance," 8 septembre 2005. セメア (Centres d'entraînement aux méthodes d'éducation active: CEMÉA) ホームページ <<http://www.cemea.asso.fr/spip.php?article3393>>

(15) 少年 (係) 裁判官、少年 (係) 判事とも訳される。大審裁判所 (tribunal de grande instance) の裁判官で、未成年者の刑事と民事に関する権限を持つ。一般に、児童問題の専門家が任命される。民事については、育成扶助等の分野の管轄権限を持つ。大審裁判所は、全国に約 170 か所存在しており、民事事件の第一審を一般的に管轄する裁判所。レモン・ギリアンほか [編著] (中村絃一ほか監訳, Termes juridiques 研究会訳) 『フランス法律用語辞典 第 3 版』三省堂, 2012, pp.245-246. (原書名: Raymond Guillien et al., eds., *Lexique des termes juridiques*, 16^e édition, 2007.)

(16) Conseil général de la Seine-Saint-Denis, ed., *op.cit.*(14), p.16.

(17) "DOSSIER: LA LOI DU 5 MARS 2007 REFORMANT LA PROTECTION DE L'ENFANCE," 5 mai 2008. Ministère des Affaires sociales, de la Santé et des Droits des femmes HP <http://www.social-sante.gouv.fr/IMG/pdf/Reforme_protection_enfance.pdf>; Observatoire national de l'enfance en danger, "Les 7 enjeux de la loi du 5 mars 2007 réformant la protection de l'enfance," 2008. <<http://www.oned.gouv.fr/ressources/7-enjeux-loi-5-mars-2007-reformant-protection-lenfance>>; 神尾真知子「児童虐待に対するフランスの取組み」『女性空間』28 号, 2011.6, p.138.

いかどうかを確認できるようにした。妊娠4か月、3～4歳、6歳、9歳、12歳、15歳を定期的チェックの時期とした。(第1条)

- ③ 児童虐待の対応を行う第一義的主体として、県を掲げた。具体的には県の行政機関である児童社会扶助機関 (service d'aide sociale à l'enfance: ASE)⁽¹⁸⁾が対応することになる。県が担当した事案を司法機関 (具体的には共和国検事⁽¹⁹⁾)へ送致する (aviser) ケースについては、県の対応によって改善が見られない場合、ASEの介入が家族の拒否により不可能である場合等に限定された。これにより、程度が重大でないと考えられる事案について、初めから司法機関が対応するというよりは、まず県の行政機関が対応するという原則がはっきりした。(第12条)
- ④ 県において、児童虐待に至るおそれがある等の関連情報を一元的に管理 (すなわち収集、処理、評価) し、虐待の察知が遅れることがないようにした。関連情報は、学校関係、病院関係、福祉関係等の様々な局面で発見されるものとした。そのために、憂慮情報収集室 (cellule de recueil des informations préoccupantes: CRIP) という情報管理部門が、県に設けられることになった。(第12条)
- ⑤ デイケア施設⁽²⁰⁾、ショートステイ施設⁽²¹⁾、特別施設⁽²²⁾、緊急施設⁽²³⁾といった多様な児童支援のための施設を新たに設置し、様々な対応方法で児童を危険から守ることとした。(第22条)
- ⑥ 虐待につながる可能性のある児童と家庭に対して、ASEを通じた経済的支援を従来から行ってきたが、これを強化することとした。(第20条)
- ⑦ 児童虐待に関わる専門職の間の情報共有を進める仕組みを整備した。すなわち、個別状況の評価、児童保護措置等の決定・執行において、各専門職の有する守秘義務に例外を設け、関連情報の共有ができる手続が定められた。

II 民法典上の基本的規定と児童に関する概念

フランスにおける現行の児童虐待防止制度を、これから紹介するが、まず、フランスの児童虐待防止に関して、その全体に関連する民法典の基本的規定を説明することとする。また、その対象となる児童の概念を整理することとする。特に、対象となる児童については、幾つかの異なった用語が使用されているため、最初に比較・整理して紹介するものである。

1 民法典上の基本的規定

民法典第375条第1項では、「独立していない未成年者の健康、安全若しくは品行が危険な状態にある (en danger) 場合、又はその教育 (éducation)⁽²⁴⁾の状態若しくは身体的、情緒的、知的若しくは社会的な状態が著しく損なわれている場合は、司法が育成扶助 (assistance éducative) の措置を命じることができる」と規定している⁽²⁵⁾。育成扶助とは、司法的命令に基づく在宅支援、里親・施設⁽²⁶⁾による養育等の措置を指す。この民法典の規定は、司法的な保護と育成扶助について規定するもので

(18) 児童相談所とも訳される。

(19) 大審裁判所検事正とも訳される。各大審裁判所に1名配置された検事局の代表者。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002、p.461。

(20) accueil de jour. 宿泊を伴わない支援施設。

(21) accueil exceptionnel et périodique. 例えば、週末の宿泊のみを行う支援施設。

(22) accueil spécialisé. 未成年者の情緒不安定・行動障害等の特別なニーズに対応した施設。

(23) accueil d'urgence. 72時間までの緊急目的の施設。

あるが、様々な局面で児童虐待防止・児童保護に関連してくるものであり、総則的な意味を持つ規定と理解することができる。特に、どのような状態にある場合が措置の対象になるかが扱われ、身体的な状態だけでなく情緒面等の幅広い視点で措置対象となる状態を規定している点が注目される。

2 対象となる児童の概念

次いで、児童虐待防止制度に関して、しばしば用いられる三つの概念である「虐待児童 (enfant maltraité)」「リスクのある児童 (enfant en risque)」「危険な状態にある児童 (enfant en danger)」について説明する⁽²⁷⁾。「児童への虐待 (maltraitance à enfant)」とは、身体的・心理的暴力であって、児童の身体的・精神的発達に重大な害を及ぼす可能性があるものを指している。殴打による外傷、骨折又は火傷を引き起こす行為、育児放棄、心理的な攻撃、性的虐待、代理ミュンヒハウゼン症候群⁽²⁸⁾などが、度重なるような事態が該当する。この種の暴力を受ける者が、虐待児童になる。ただし、フランスでは、家庭に限らず、学校、施設、教会等で発生した児童への暴力も、児童虐待に含め広く考えている⁽²⁹⁾。「リスクのある児童」とは、健康、安全、品行、教育の状態等が損なわれる可能性が存在する者である。「リスクのある児童」の場合は、虐待に至る可能性を内包している。これ

24) 児童虐待・児童保護をテーマにした中での「教育 (éducation)」は、子の訓育 (instruction)、育成・養成 (formation) 及び発育 (développement) のための手段・措置の実施をいうものであり、父母の権利であり、同時に義務であるとされる。この権利・義務には、父母の一定の特権 (叱責・説諭等)、一定の責任 (未成年の子が加えた損害に対する賠償責任等) を伴うものである。この意味で、我が国において「教育」という言葉から容易に連想される学校教育とは異なる概念である。本稿では、éducation に対しては、「教育」又は「育成」という訳語を当てている。山口 前掲注(19), p.191.

25) 独立していない未成年 (mineur non émancipé) は、法的に独立していない未成年者を指す。未解放未成年者とも訳される。民法典上、未成年者 (18 歳未満) は、行為無能力者であり契約締結能力がなく、自身の行為については、日常行為を行うこと等の最低限の能力が認められるのみである。しかし、未成年者は 16 歳以上になれば、一定の手続 (民法典第 413-2 条等) を経れば、成年者と同様の行為能力が与えられ、例えば、財産管理能力を認められる。この手続を経た者が、独立した未成年者 (mineur émancipé) である。親権から解放された未成年者とも訳される。

26) フランスにおいて、保護すべき児童を受け入れる施設には、種々のものがある。①県が運営する児童養護施設・乳児院に相当する施設、②県の委託を受けた団体 (アソシエーション (association)) が運営する児童養護施設・乳児院に相当する施設、また、③更生・教育的機能を持つ施設などである。各々、①県児童施設 (foyer départemental de l'enfance)、②社会福祉児童ホーム (maison d'enfants à caractère social: MECS)、③教育活動センター (centre d'action éducative: CAE) などの呼称が用いられるが、県児童施設という呼称で、団体が運営する施設を指すこともある。③は、公営のものと同体が経営するものがある。①～③以外にも、④社会福祉託児所 (pouponnière à caractère social) と呼ばれる託児施設で、児童を受け入れることもある。④も、公営のものと同体が経営するものがある。

27) "Guide pratique de la protection de l'enfance à l'usage des personnels de l'éducation nationale," 2014, p.5. Direction des services départementaux de l'éducation nationale de la Vendée HP <<http://www.ia85.ac-nantes.fr/personnels-et-recrutement/protection-de-l-enfance-772462.kjsp>>; Service d'action sociale en faveur des élèves, *L'ENFANCE EN DANGER: Guide pratique à l'usage des personnels de l'Éducation nationale du 1er degré*, Janvier 2014, p.4. Académie de Versailles HP <http://www.ac-versailles.fr/public/upload/docs/application/pdf/2014-02/guide_ip_e_en_d_premier_degre_2013-2014.pdf>; 水留正流「第 5 章第 1 節フランスにおける児童虐待防止システム」町野朔ほか編『児童虐待と児童保護—国際的視点で考える—』上智大学出版, 2012, pp.118-120; 松井一郎・才村純『ドイツ・フランスの児童虐待防止制度の視察報告書 II フランス共和国編』(平成 15 年度研究報告書) 横浜博萌会子どもの虹情報研修センター, 2004, pp.12-13.

28) Munchausen syndrome by proxy. 世話をする人 (通常は母親) が、小児に偽りの症状をつくり出したり病気の症状を引き起こしたりして、不必要な検査や治療を受けさせること。そのために、小児にひどい扱いをしたり虐待したりする。ときには小児が亡くなるなど、著しい健康の障害を招くことがある。ステッドマン医学大辞典編集委員会編『ステッドマン医学大辞典 改訂第 6 版』メジカルビュー社, 2008, p.1813. (原書名: *Stedman's medical dictionary*, 28th ed., 2005.)

29) 水留 前掲注(27), p.120.

らに対し、「危険な状態にある児童」とは、「虐待児童」「リスクのある児童」の両者を含む概念である。どこまでが虐待であり、リスクのあるとはどの程度なのかは、曖昧である部分も残されているが、実務上は、虐待児童のケースを除き、何らかの行政的・司法的介入が行われたものを「リスクのある児童」として扱い統計をとっている。なお、「危険な状態にある児童」という概念は、我が国で言う「要保護児童」に近い概念であるということから、「要保護児童」という訳語を当てる場合もあるが⁽³⁰⁾、フランスの「危険な状態にある児童」の方が広い概念と言える。

3 年齢の範囲

さらに、児童虐待防止・児童保護の対象となる児童の年齢層について触れておく。前述のとおり、総則的規定である民法典第375条第1項では「独立していない未成年者 (mineur non émancipé)」が対象となっており、①18歳未満であり、かつ、②民法典上独立していない者が、対象となることかわかる。したがって、児童虐待防止における児童についても、18歳未満の独立していない者という範疇に入る者が、対応や措置の対象ということになる。しかし、注意を要するのは、児童社会扶助機関 (ASE) の業務の対象が、民法典第375条第1項よりも広いことである。「家族的、社会的又は教育的困難に直面し、それにより安定が著しく損なわれる可能性がある、独立した未成年者及び21歳未満の成年者」も、その対象である⁽³¹⁾。実際に、18歳以上で21歳未満の年齢層について見ると、女子に対する性的虐待を代表的事例として虐待が起り得るとするのが実態である。この年齢層についても、未成年の時期から継続して、虐待防止が課題であり続けている。

III 児童虐待防止の実施手続の概要

フランスにおいて児童虐待防止・児童保護が実際にどのように行われているのかについては、関連法令が多数あるということだけでなく、関連する機関・団体が多数存在し、各々の機関・団体が同時に並行して活動することも可能であるため、複雑な面があると言える。本章では、虐待の通報から始まり、行政・司法的対応の実施、更には刑事罰の宣告に至るまでを、順を追って紹介することとする。

1 虐待の通報

(1) 通報を促す制度

児童虐待を察知するための第一歩は、虐待に関連する情報を関係機関へ通報してもらうことにある。フランスは、通報に関して、罰則を含めて法制度の整備が進んでおり、この点で特徴的である。

(i) 刑法典上の義務

まず、一般に、犯罪の通報義務が存在している。刑法典 (Code pénal) 第434-1条第1項では、「まだ回避することが可能である、若しくはその効果を限定することが可能である犯罪を知りながら、又はその犯人が更に新しい犯罪を行う可能性があり、かつ、それを回避できることを知りながら、司法機関又は行政機関へ通報しない者は、3年以下の禁錮及び45,000ユーロ以下の罰金に処する」

⁽³⁰⁾ 「要保護児童」は、「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項で「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童」と規定される。

⁽³¹⁾ 社会福祉・家族法典 (Code de l'action sociale et des familles) L.第221-1条第1項第1号

と規定している。この規定により、児童虐待が犯罪に当たる場合には、そのことを知った者は、通報を行うことが求められる。この場合、重罪⁽³²⁾の犯人又は共犯者について、①直系親族とその配偶者、②兄弟姉妹とその配偶者、③配偶者・同棲者は、通報義務が免除される。ただし、15歳未満の未成年者に対する犯罪の場合には、これらの者に与えられた通報義務の免除は適用されない。また、同条第3項では、特定職業に就く等のために守秘義務が課されている場合は、通報義務が免除されることを併せて規定している。特定職業とは、例えば、医師、福祉専門職、弁護士、公務員、聖職者等である。

次いで、特に児童虐待に関する通報義務を定めたものとして、刑法典第434-3条第1項がある。この規定では、「15歳未満の未成年者又は年齢、疾病、著しい身体の障害 (infirmité)⁽³³⁾、身体・精神障害若しくは妊娠のために自身を守ることができない者が、窮乏状態にあり、又は虐待・性的侵害を受けたことを知りながら、司法機関又は行政機関へ通報しない者は、3年以下の禁錮及び45,000ユーロ以下の罰金に処する」としている。この規定は、児童保護等の特定の職業に就く者という限定をかけずに、何人でも、児童虐待等があったことを知った場合には、その通報義務を有することを定めたものである。ただし、同条第2項では、特定職業に就く等のために守秘義務が課されている場合は、通報義務が免除されることを併せて規定している。特定職業の範囲は、刑法典第434-1条第3項の場合と同様である。

(ii) 守秘義務の免除

守秘義務との関係では、刑法典第226-14条において、守秘義務が免除される要件を規定しており、前述した特定職業に就く者等の場合であっても、一定の要件の下で、守秘義務が免除され、司法機関又は行政機関へ通報することが可能になる。例えば、未成年者又は年齢若しくは身体・精神的無能力のために自身を守ることができない者が、窮乏状態にあり、又は虐待（性的虐待を含む）を受けたことを知った場合には、司法機関又は行政機関⁽³⁴⁾に通報することができる（同条第1項第1号）。

医師の場合には、別の免除規定も併せて設けており、医療行為の過程で、窮乏状態若しくは虐待が確認された場合、又は身体的・性的・精神的暴力が推定され得る場合において、共和国検事に通報することができる。この場合、未成年者又は年齢若しくは身体・精神的無能力のために自身を守ることができない者が被害者である場合には、被害者本人の同意がなくても通報が可能である。この種の被害者でない場合には、被害者本人の同意が必要である（同条第1項第2号）。

ただし、このように守秘義務が免除されるケースは、原則が守秘義務を守ることにあるので、必ず通報しなければならないということではなく、もし通報しなかった場合であっても、刑事責任を問われることはないという趣旨である。他方、職務や任務と関係がない状況において、窮乏状態・虐待等を知った場合には、刑法典第434-3条第1項に基づき、通報義務が生じる。例えば、偶然、隣家で虐待が発生したことを知った等の場合には、通報が求められることになる。

⁽³²⁾ フランスでは、犯罪につき、罪の重いものから順に、重罪 (crime)、軽罪 (délit)、違警罪 (contravention) の三つの区分を行っている。

⁽³³⁾ 視力や歩行の困難を伴い、賠償の対象となる身体的損害、働くことが難しくなるほどの傷病 (invalidité)、労働不能などの構成要素となるほか、詐欺・強要など多くの犯罪における加重事由となり、また、禁止される差別の理由を構成する。山口 前掲注(19), p.289.

⁽³⁴⁾ 法文上は、医療機関への通報も含めて、守秘義務免除にしている。

(iii) 他の責任

ここまで、通報を行わなかった場合の刑事責任について紹介してきたが、原則として、これは職業・任務等にかかわらず広く市民に対して課された義務である。しかし、特定の職にある者、例えば、行政職・専門職にある者が、その職務に関連する範囲で、必要な通報を行わなかった場合については、別の責任が伴う可能性がある。行政職にある者が、通報を行わないという不作為によって損害を与えた場合は、行政による損害賠償の対象になることがあり得る。このような場合、当人については、行政組織内部の処分の対象になることもあり得る。専門職の場合には、免許の取消、資格の停止などの行政処分等の措置がとられることがあり得る。また、専門職の職業団体内部で自主的制裁（懲戒処分等）が行われることもあり得る。⁽³⁵⁾

(2) 通報の実際的手順

(i) 専用の電話窓口の設置

実際に児童虐待の存在を知った場合に、通報先となる機関は、県の機関（ASE等）、警察⁽³⁶⁾・検察組織など様々である。そのような中で、フランスでは電話による通報にも力を入れている。通報者が電話番号を調べて、ASEや警察・検察組織などの担当部署に電話をかけることも可能であるが、児童虐待専用の電話の窓口を設け、市民がすぐに通報しやすい体制をとっていることがフランスの特徴と言える。全国レベルの「危険な状態にある児童のための全国電話相談受付センター（SNATED）」⁽³⁷⁾が最も著名であるが、県独自の電話窓口が設けられている場合もある⁽³⁸⁾。前述のとおり、SNATEDは、1989年児童保護法により新たに設けられたサービスで、当初は、全国虐待児童電話相談受付センター（SNATEM）と呼ばれていた⁽³⁹⁾。ここでは、SNATEDを例にとり、通報の様子、その処理について詳しく見ることとする。

(ii) SNATEDの概略

SNATEDの電話番号は、119番である。「119 もしもし、危険な状態にある児童（119-Allô enfance en danger）」という愛称で知られる。救急（15番）、警察（17番）、消防（18番）、ホームレス向けホットライン（115番）と並び、無料の緊急電話番号の扱いを受けている⁽⁴⁰⁾。119番に電話をかけた場合、電話使用料の請求書にも、その通話記録が記入されない。また、児童の利用が見込まれる施設（学校、医療機関、レジャー施設等）には、119番の案内掲示が出されている。

119番は、①年中無休・24時間応答、②フランス本土と海外県から通話可能、③50人の専門相談員（écoutant、児童問題等の専門家）が対応、④利用者の秘密厳守の四つをセールスポイントとしている。119番に電話をかけることが想定されているのは、①危険な状態にある児童本人、②当該児

⁽³⁵⁾ 加藤「フランスの児童虐待への対応一法と実態」前掲注(10), p.111; 水留 前掲注(27), p.122.

⁽³⁶⁾ フランスでは、警察機能は、首都・都市部の国家警察（Police nationale、内務省所管）と地方の国家憲兵隊（Gendarmerie nationale、国防省・内務省所管）に大きく分かれる。

⁽³⁷⁾ 前掲注(13)参照。

⁽³⁸⁾ 例えば、海外県の一つであるレユニオン県では、全国レベルの119番（SNATED）の案内もしているが、県の無料ホットラインも並行して設置しており、児童虐待に関する事案・成人を含む家庭内暴力に関する事案を受け付けている。平日の8時から16時（金曜日は15時）までが受付時間である。固定電話からであれば無料通話になる。“Enfance en danger: numéros vert départemental et national, CRIP.”レユニオン県ホームページ <<http://www.cg974.fr/index.php/N-Vert-Enfance-en-danger.html>>

⁽³⁹⁾ 前掲注(13)参照。

⁽⁴⁰⁾ 携帯電話・公衆電話からの通話も無料になる。

童のことを知っている別の児童、③当該児童の周囲の大人（家族、親戚、隣人、学校の教職員等）である。⁽⁴¹⁾

(iii) SNATED の運営・任務

SNATED の運営は、公法上の法人である「危険な状態にある児童のための公益団体（Groupement d'intérêt public enfance en danger: GIPED）」により行われている。GIPED は、ほかにも、「危険な状態にある児童の全国監視機関（Observatoire national de l'enfance en danger: ONED）」⁽⁴²⁾の運営も行っている。GIPED の職員数は 79 人であり、そのうち 53 人が SNATED の職員である（2013 年）。過去数年間は、おおむねこの職員数が維持されている。GIPED の歳出額は、4,801,534 ユーロ（約 6 億 2228 万円）であり、このうち 3,232,630 ユーロ（約 4 億 1895 万円）を SNATED が使用している。GIPED の主たる収入は、国と県から受けた資金⁽⁴³⁾で、国と県から各々 2,388,389 ユーロ（約 3 億 954 万円）を受けている（2013 年）。⁽⁴⁴⁾

SNATED の任務は、大きく二つに分かれる。一つは、児童虐待防止と児童保護へ結び付ける任務であり、もう一つは、県への情報伝達の任務である。前者は、電話相談に対して、状況を把握し、情報提供・助言を行い、虐待防止・保護への道筋を具体的に付けることである。後者は、電話で得た情報を県の担当機関（憂慮情報収集室（CRIP））へ伝達することである⁽⁴⁵⁾。

(iv) SNATED の業務の流れ

(a) 電話の接受

実際の SNATED の電話の受付とその処理について見てみたい⁽⁴⁶⁾。紹介する統計数値は、特に断りが無いものについては、2013 年のものである。SNATED の通話システムに電話がかかってくる件数は、年間 822,997 件（1 日 2,255 件）である。このうち、実際に通話に至る件数は、年間 490,819 件（1 日 1,345 件）である⁽⁴⁷⁾。通話は、初めに、受付部門（pré-accueil）において接受される。ここでは、119 番のサービスの説明と、専門相談員へ電話をつなぐべきか否かの判断がなされる。受付部門は、10 人のオペレーターが交代で業務を行っている。このうち、専門相談員に電話をつなぐことになるのは、年間 33,100 件（1 日 91 件）である。専門相談員に電話をつないだケースについて、電話をかけてきた者の属性を見ると、父又は母が全体の 28.8% である。問題を抱える児童本人は 10.9%

(41) “Service National d'Accueil Téléphonique de l'Enfance en Danger.” SNATED HP <<http://www.allo119.gouv.fr/>>

(42) 2004 年に新設された機関で、児童保護に関する統計作成・分析、その普及活動を行い、この分野の情報センターの役割を果たす。また、児童保護政策の策定を支援するために児童保護の現状に関する報告書を作成し、国会と政府に提出している。

(43) 全 101 県から与えられるもの。

(44) GIPED, *Rapport d'activité 2013, 2014*, pp.2-4. <<http://www.giped.gouv.fr/pdf/RA2013.pdf>> 1 ユーロ = 129.6 円（2015 年 6 月分報告省令レート）。

(45) 後述するように、極めて緊急性が高いと考えられる事案の場合には、CRIP ではなく、警察・検察組織へ通報が行われる。

(46) SNATED, *Etude statistique relative aux appels du SNATED en 2013*, juillet 2014, pp.4, 16, 18, 20, 33, 35, 36, 46. <http://www.allo119.gouv.fr/sites/default/files/upload/content/activite/614140405_web.pdf>; 神尾 前掲注(17), pp.143-146.

(47) ①電話がかかってきたが受話する前に切れてしまうもの（呼び出し最中に切れるもの）、②受話したにもかかわらずいたずら電話などで発信者が何も話さないで切るもの（無言電話）等を除いた件数。無言電話については SNATED の課題になっており、特定の電話番号から数十～数千回の無言電話がかけられることがある。また、無言電話は、夜間にかかってくることが多いという特徴がある。無言電話をかけてくる電話番号をリスト化し、場合によっては司法機関に告訴するという対応策がとられている。SNATED, *ibid.*, pp.5-6.

である。そのほかに、隣人、友人、祖父母、その他の家族、専門職（教育・福祉・保健関係の専門職等）などがかけてくる。自らの身分・立場を明かさない者も 20.7% いる。一方、通話の中で通報の対象とされている（又は自ら電話をかけてきた）危険な状態にある児童について、その属性を見てみると、男女・年齢層では、特別な傾向は見られない。

(b) 専門相談員による聴取

専門相談員のいる部門は聴取部門（plateau d'écoute）と呼ばれ、50 人の専門相談員が交代で業務を行っている。専門相談員は、児童虐待防止・児童保護の専門家であり、心理士、法律家、ソーシャルワーカーなどから成っている。専門相談員は、事情をよく聞き、情報提供・助言を行い、また、相談事例に適した機関・施設・団体等を紹介する。話を聞くだけでも気持ちが落ち着き、問題が解決することもある。危険な状態にある児童に関する通話であると考えられる場合であっても、全ての事案について県の担当機関に情報提供が行われるわけではない。住所・氏名などの身元情報が不明の場合は、電話相談のみの対応となり、県への情報提供は行わない。通話では、少なくとも、どこの県の事案なのか、なるべく聞き出そうとする努力は行われる。実際に、専門相談員の受けた相談の中で、危険な状態にある児童のケースと考えられる場合であっても、そのうちの 45.3% は、県への情報提供が行われていない⁽⁴⁸⁾。これは、住所・氏名などの身元情報が不明の場合であるか、又は 2 回目以降の相談に当たり既に県への情報提供が行われていて、かつ、新規の情報はないというものである。このように、専門相談員の電話相談の範囲の中で事案が取り扱われて終わるものは、「即時支援（aide immédiate: AI）」と呼ばれる。

(c) 相談を受けた事案の移送

これに対し、通話の内容から危険な状態にある児童のケースと判断され、かつ、身元情報を聞き出すことができた事案は、児童の属する県の憂慮情報収集室（CRIP）に情報提供を行う。このような事案の中でも、極めて緊急性が高い（première urgence）と考えられる事案については、県に情報提供をするのではなく、警察・検察組織へ通報が行われる⁽⁴⁹⁾。極めて緊急性が高いとは、身体的・精神的な危害が加えられている場合であり、例えば、折檻、暴行、性的虐待が加えられているケースである。このように SNATED から県や警察・検察組織へ取扱いが移ることを、移送（transmission）と呼んでいる。SNATED の中で相談が完結する「即時支援」に対して、移送に至る事案は、「憂慮情報（information préoccupante: IP）」と呼ばれる。

前述のとおり、専門相談員に電話がつながれるものは年間 33,100 件（1 日 91 件）であるが、このうち、即時支援の件数は 20,257 件（1 日 55 件）、憂慮情報の件数は 12,843 件（1 日 35 件）であった。憂慮情報のうち、極めて緊急性が高いと判断された件数は 170 件（2 日ごとに約 1 件）であった。SNATED に相談が寄せられる危険な状態について、その具体的内容は、精神的な暴力、肉体的な暴力が多いが、育児放棄、教育状況が危うくなっているもの、性的虐待なども見られる。

電話相談の中では、健康上の危険がないか、ぶたれることはないか、精神的におかしなところはないか、教育上の問題・心の問題・愛情の問題・社会的な活動上の問題などがいないか等を聞き出し、

(48) *ibid.*, p.18 から筆者が計算。10,517 件 [通報に至らないもの] ÷ (10,517 件 + 12,703 件 [通報に至るもの]) = 0.453。

(49) 通例、CRIP に対しては、警察・検察組織への通報内容の複写が SNATED から送付される。Guide Pratique: Protection de l'enfance: La cellule départementale de recueil, de traitement et d'évaluation, Ministère de la Santé et des Solidarités, 2007, p.13. <http://www.social-sante.gouv.fr/IMG/pdf/Guide_Cellule_depart_3_BAT-3.pdf>

児童の成長を妨げる危険があるか否かを判断する⁽⁵⁰⁾。1回当たりの通話の時間であるが、かかってきた電話のうち通話に至ったもの全体を平均して約15分間である。憂慮情報のケースだけを見ると、平均して約17分間である。この短い時間の中で、児童の有する危険について情報を得ることが求められる。

2 母子保護機関の虐待防止活動

母子保護機関 (service de protection maternelle et infantile: PMI) は、県の機関であり、日本の保健所に類する機関として知られている⁽⁵¹⁾。PMIは、児童虐待防止に大きな役割を担っており、そのことについて紹介する⁽⁵²⁾。

(1) 創設

PMIは、1945年に母子の健康保護を目的に設置され、とりわけ、当時高かった乳児の死亡率を低下させることが目的とされていた。当初から他の福祉のサービスとの連携関係を持つことが目指されており、また、PMIが行う母子に対する健康診断等のサービスの中で、児童虐待に至る身体的兆候等が見出されることもあるため、児童虐待防止につながる役割を事実上有していた。

(2) 公衆衛生法典に基づく運営と任務

現在、PMIは、公衆衛生法典 (Code de la santé publique) の規定に基づき運営されている。それによると、PMIは、県議会議長の権限の下に置かれ、医師により監督され、医学・診療補助・福祉・心理学等の専門資格を有する者が配置される (L第2112-1条)。公衆衛生法典においてPMIの任務として挙げられているもののうち、児童虐待防止に特に関連してくるものは、次の任務である (L第2112-2条)。

- ① 女性に対する結婚前・出産前後の相談の実施。
- ② 妊婦に対する社会医療的な予防事業の実施。
- ③ 6歳未満の児童に関する相談と社会医療的な予防事業の実施。
- ④ 3～4歳児の健康診断の実施。
- ⑤ 家族計画に関する事業の実施。
- ⑥ 家庭教育に関する事業の実施。
- ⑦ 妊娠4か月の時期に妊婦に対して行われる制度化された心理社会的な面談で必要と判断された場合について、家庭における妊婦に対する社会医療的な予防事業の実施。
- ⑧ 特別な注意が必要である児童に対する社会医療的な予防事業の実施。
- ⑨ 産後の時期 (特に退院直後の時期) における両親に対する社会医療的な予防事業とフォローアップの実施。

⁵⁰⁾ 神尾 前掲注(17), p.145.

⁵¹⁾ 母子保健機関や母子保健所とも訳される。

⁵²⁾ Christiane Basset, *La protection maternelle et infantile: Les avis du Conseil économique, social et environnemental*, Paris: Direction de l'information légale et administrative, Octobre 2014, pp.10-11. Conseil économique, social et environnemental HP <http://www.lecese.fr/sites/default/files/pdf/Avis/2014/2014_21_pmi.pdf>; Comité éditorial pédagogique de l'UVMaF (Université virtuelle de maïeutique francophone), *La protection maternelle et infantile: Organisation et missions*, 2011, pp.4-13. <<http://campus.cerimes.fr/maieutique/UE-sante-societe-humanite/pmi/site/html/cours.pdf>>

- ⑩ 危険な状態又はその可能性のある未成年者に対する予防・援助の事業への参画。
- ⑪ ③、⑦、⑧の実施に際して、児童の身体的・心理的・知覚的・学習的な障害の予防と発見に寄与すること。もし、そのような状況があるならば、保健の専門職及び専門の部署へ児童を導く。

ここに掲げた任務の中に見られる「社会医療的な予防事業 (actions de prévention médico-sociale)」とは、フランス固有の表現であり、我が国で言えば、保健事業・公衆衛生事業のうち、傷病や障害等の予防に関するものにおおよそ相当するものである。また、「家族計画 (planification familiale)」と「家庭教育 (éducation familiale)」は一体化した任務であり、結婚、妊娠出産、不妊、妊娠中絶、育児などに関する指導や教育活動を指している。県によっては、PMIの組織と別に、家族計画・家庭教育センター (centre de planification et d'éducation familiale: CPEF) という呼称の専門部署を設けていることもある。さらに、「制度化された心理社会的な面談 (entretien systématique psychosocial)」とは、妊娠4か月の時期の健康診断に合わせて行われる医師又は助産師による面談を指している。面談では、心理的な面と社会的な面が合わせて観察される。この面談について、児童虐待防止に関連する部分は、妊娠やその後の出産・育児で問題が起こる可能性がないか、親がストレスを抱えていないか、家庭における不和・暴力は存在していないかなどに面接者が留意することになっている点である。

また、PMIの任務の中で、「危険な状態又はその可能性のある未成年者」について触れていること、及び「児童の身体的・心理的・知覚的・学習的な障害の予防と発見」についても触れていることを考えると、PMIは、単に保健機関としての役割を果たすだけでなく、児童虐待防止に対して積極的に関与する役割を担っていることが、法律の上で明記されていると言える。

(3) 実際の虐待防止活動

実際に、PMIの事業が行われるプロセスで、児童虐待防止につながるものを見てみたい⁽⁵³⁾。まず、児童の健康診断においては、身長・体重などの健康に関する基本的項目が調べられ、身体的・精神運動的⁽⁵⁴⁾・情緒的発達の度合いが確認される。このプロセスで、児童虐待の存在が疑われることもある。次いで、「制度化された心理社会的な面談」や「産後の時期 (特に退院直後の時期) における両親に対する社会医療的な予防事業」に見られるように、児童が養育される家庭の状況に注意が向けられている。妊娠期あるいは退院直後の時期という早い時期に注意を払い、児童虐待の発生を予防したり発見したりすることは、効果的な手法と言える。特に、健康状態が悪い児童、貧困にある児童、品行上の問題を起こす可能性のある児童について注意が向けられ、また親が養育の責務を果たせていないことにも同様に注意が向けられるので、育児放棄や身体的・精神的虐待の可能性を予想することにつながっていく。虐待を受ける児童には、未熟児が多かったり、新生児期に母子が分離しているケースが多かったりということがわかっている⁽⁵⁵⁾、その点にも注意が向けられている。

⁽⁵³⁾ Comité éditorial pédagogique de l'UVMaF, *ibid.*, pp.8-9.

⁽⁵⁴⁾ développement psychomoteur (精神運動発達) とは、精神と運動の結合性に着目した発達上の概念であり、児童について、その正常な発達又は遅滞を知ることが、その健康維持にとって重要なこととされる。精神運動検査と呼ばれる心理検査は、感覚・知覚等の心理過程に基盤を置きつつ、図案の模写・積木・制御操作など運動反応を必要とする検査を併せて行うものである。ステッドマン医学大辞典編集委員会編 前掲注⁽²⁸⁾, pp.1519, 1863.

⁽⁵⁵⁾ 松井・才村 前掲注⁽²⁷⁾, p.50.

PMIで発見されたり、あるいは兆候がとらえられたりした児童虐待の事案⁽⁵⁶⁾については、PMI自身がその解決を図るのではなく、ASEによる対応がとられたり、司法機関による対応がとられたりする。PMIでは、これらの機関又はCRIPへの通報を行うべきか否かを判断する。ただし、PMIが補助的な支援を行うことは可能であり、例えば、医師、看護師、助産師等を通じた保健面での支援が行われることがある。

3 県による憂慮情報の管理

(1) CRIPによる情報収集

前述した2007年法の制定以来、児童虐待防止・児童保護において県の担う役割は、非常に大きなものになった。このように県の役割が拡大したことに伴い、児童虐待防止・児童保護に関連する様々な情報の管理についても改善が図られ、その体系的な手続が整備された。各県には、憂慮情報収集室(CRIP)⁽⁵⁷⁾が置かれ、その中心となった。社会福祉・家族法典L第226-3条において、県議会議長は、危険な状態にある未成年者又はその可能性のある未成年者に関する憂慮情報(information préoccupante)について、いつでも、かつ、それがどのような発生源からの情報であるかにかかわらず、当該情報を収集、処理及び評価しなければならないと規定された。この規定の趣旨を実行するために、CRIPが設けられた。CRIPは、発生した憂慮情報について、評価が行われ何らかの最終的対応がなされるまで、そのプロセスが円滑に進むように調整するという役割を担っている。⁽⁵⁸⁾

ここで言う憂慮情報とは、単に児童虐待に関する情報というより広い意義を有している。危険な状態にある未成年者又はその可能性のある未成年者に関する情報で、児童保護に関連する何らかの対応を行う可能性のある全ての情報である。それが目撃による情報であるか、伝聞による情報であるかを問わない。憂慮情報の内容として具体的に伝えられる必要がある事項は、①当該児童の身元情報(氏名、年齢、所属校等)、②保護者の婚姻状況、③連絡先(児童、親の住所・電話番号等)、④親権の行使の状況などである。また、次のようなスタイルの情報であることが好ましいとされる。すなわち、①可能であれば目撃した場所・時刻が示され、目撃内容を具体的に示す情報、②伝聞による場合は、児童又は関係者の発言が、発言者の名前や役職(教員等)などとともに具体的に引用されている情報、③推測した内容である場合は、それが事実であるとは確認されておらず、あくまで推測による情報であることを示した情報である。⁽⁵⁹⁾

社会福祉・家族法典L第226-2-1条では、児童保護政策の執行者及び児童保護に貢献する者は、県議会議長又はその指定する者に対して、危険な状態にある未成年者又はその可能性のある未成年者に関する憂慮情報を伝えなければならないとされている⁽⁶⁰⁾。この「児童保護政策の執行者及び

⁽⁵⁶⁾ PMIの事業には、健康診断のように定期的に行われるもの以外に、児童に関する随時の相談という時期を指定しない事業もある。例えば、オー・ド・セヌ県のPMIは、「親の声(Écoute parents)」と呼ばれる電話相談窓口を設けており、児童の養育に関する電話相談を行っている。ひとり親である母親からの相談が多いということである。これもまた、児童虐待の兆候をとらえることに役立っている。水留 前掲注⁽²⁷⁾, p.139.

⁽⁵⁷⁾ I 2 (2) ④参照。実際の呼称としては、「第75憂慮情報収集室(CRIP 75)」(パリ県)のようにCRIPという字句を残しているところもあれば、「危険な状態にある児童に関する県の担当室(Cellule départementale de l'enfance en danger: CDED)」(ピレネー・アトランティック県)、「危険な状態にある児童に関する県の対応室(Service orientation départemental de l'enfance en danger: SODED)」(エロー県)のように、CRIPとは別の呼称になっているところもある。

⁽⁵⁸⁾ *Guide Pratique: Protection de l'enfance: La cellule départementale de recueil, de traitement et d'évaluation*, op.cit.⁽⁴⁹⁾, pp.9-28.

⁽⁵⁹⁾ “Guide pratique de la protection de l'enfance à l'usage des personnels de l'éducation nationale,” op.cit.⁽²⁷⁾, pp.17-19.

児童保護に貢献する者」には、原則として、児童保護に関わる全ての役職・機関等が含まれると解されている。もし、それらの者が、その業務において未成年者に関する憂慮情報を知った場合は、CRIP に伝えることが求められる。

(2) CRIP と他機関の連携

CRIP は、児童虐待・児童保護に関係する様々な役職・機関等との間で協力関係を持っている。例えば、母子保護機関 (PMI)、医療機関、児童福祉機関、児童福祉関係団体、警察・検察組織、裁判所、教育者、福祉関係者、医師、地方公選職などである。もちろん、前述の SNATED とも協力関係にある。CRIP は、これらの役職・機関等の間に立ち、憂慮情報が逸失してしまうことを防ぎ、個々の具体的事案への対応が遅滞なく行われ、かつ、役職・機関等の連携がスムーズに行われるように調整する役割を果たしている。

また、CRIP の別の役割として、児童虐待防止・児童保護に関わる役職・機関等において、未成年者の虐待・保護に関わる内容で疑問が生じた場合に、CRIP が相談を受け助言を与えるというものがある。特に、社会的側面、教育的側面からの助言を与える役割を CRIP は担っている。この助言は、技術的助言 (conseil technique) と呼ばれる。例えば、児童福祉に関わる医師などが対応を行い、専門的立場からの助言をしてくれる⁽⁶¹⁾。このような CRIP の働きを知ってもらうために、教育機関、保健機関、警察・検察組織、児童虐待に関わる団体などに、その県の CRIP の連絡先を伝えるようにしている。一例として、パリの CRIP の広報用パンフレットを見ると、「社会・教育面の担当者 (équipe socio-éducative)」として、5 名の担当者名とその電話番号が記されている⁽⁶²⁾。

(3) 憂慮情報の処理と評価

(i) 処理のプロセス

CRIP は、発生した憂慮情報を処理し、評価する一連のプロセスを管理する役割を担っている。何らかの理由で、児童が保護から抜け落ちてしまうことがないように、監視する立場にある。また、憂慮情報への対応が遅れることがないように、時間の管理も行う。状況の深刻さに応じて、より素早い対応が必要か否かも判断する。

CRIP に憂慮情報が伝えられたら、その情報の処理 (traitement) が行われることになる。CRIP が最初に行うことは、児童保護機関等によって既に取り扱われている事案か否かを調査し、区別をすることである。また、極めて重大 (extrême gravité) である事案と考えられ、共和国検事への送致が必要か否かも判断する。当該児童に対して、身体的又は精神的に危害が加えられていたり、刑事事件の可能性があったりするような場合は、警察・検察組織の対応が必要である。特に、刑事事件の可能性のある場合には、行政上の対応を進めて徐々に事実を明らかにしていくという手法をとるのではなく、警察・検察組織による捜査・調査を進めていく。このように憂慮情報に関する初期判断を行い、CRIP が受理した事案として記録し、その後の対応についても記録を続けていくことが処理のプロセスである。

(60) この場合の「伝える」には、transmettre (移送する) という言葉が使われている。III 1 (2) (iv) (c) 参照。

(61) “CRIP75: Présentation,” 2011. パリ市ホームページ <<http://www.paris.fr/viewmultimediacdocument?multimediacdocument-id=104406>>

(62) *ibid.*

(ii) 評価のプロセス

次に、評価 (évaluation) であるが、CRIP 自身の処理が一通り済んでから、評価の部分については、①児童福祉関係の機関 (ASE 等) に CRIP から委任する場合もあれば、② (例えば、学校から伝えられた事案であって、よく事情が把握されているケース等の場合) 憂慮情報を得た段階で十分な事実がわかっているのであれば、そのまま CRIP が評価を行うこともできる。また、③初めから、児童の近隣の児童福祉関係の機関 (ASE 等) が関わっていたのであれば、当該機関がそのまま評価まで行い、評価の結果を CRIP に報告する場合もある。③の場合は、当該機関が CRIP に対して技術的助言を求めることができる。当該機関による評価の内容は、CRIP に対して書面で伝えられる。③のような場合に、当該機関の作業・評価にあまりにも長い時間がかかり過ぎて、児童保護の対応に遅れが生じないかどうかを管理するのも、CRIP の役割である。一つの目安としては、当該機関でその憂慮情報を扱い始めてから 3 か月以内に評価まで行われることが求められる⁽⁶³⁾。憂慮情報を伝えてきた者に対しては、必要に応じて憂慮情報について処理と評価がなされたことを伝える。

(iii) 評価における具体的な手続

評価とは、具体的には、憂慮情報の対象となっている未成年者について、その者に加えられている可能性のある危害の内容、危険の可能性がどの程度あるのか等について調査し、事実確認を行い、判断を下すことである。審査と訳す場合もある。評価において留意すべきポイントは、①危険な状況に関する判断、②状況を改善するための方法の特定、③親に対する、虐待防止等に関する具体的援助方法の特定の三つである。評価のプロセスにおいては、正確な身元情報の把握が、まず行われ、児童とその社会環境・家庭環境 (すなわち、教育環境・家族関係・経済状況等) の把握が進められる。調査を行う担当者は、なるべく早い段階で、児童の置かれた困難状況について、親と情報を共有することが求められる。評価の結果が、児童に対する適切な対応 (行政による保護や司法による保護であったり、また特段の介入は不要という判断もあり得る) へと結び付くことが求められ、担当者は、そのために調査の責任を負う。

評価を進めていく中で、様々な分野の専門家の協力が得られる。例えば、教育者、福祉士、医師、心理士等の補佐が得られるように配慮されている。ASE 等が委任を受けて評価を行う場合には、前述のとおり、CRIP の技術的助言を得ることができる。評価のプロセスは、同僚や他の専門家の協力を得ながら進めることが重要なことと考えられており、担当者の単独の判断は好ましくないこととされている。⁽⁶⁴⁾

(iv) 情報の共有のための仕組み

児童保護については、様々な機関が有している情報の共有が進められる仕組みが整備されている⁽⁶⁵⁾。2007 年法の制定により、児童が危険な状態にあたり、又はその可能性があったりした場合において、評価のプロセス、児童保護の実施等で必要なときには、各種の専門職が保有する関連

(63) *Guide Pratique: Protection de l'enfance: La cellule départementale de recueil, de traitement et d'évaluation, op.cit.*(49), p.15.

(64) Conseil général des Côtes d'Armor, *La cellule de recueil des informations préoccupantes: Prévenir, évaluer et agir pour mieux protéger*, 2010, pp.16-17. Direction des services départementaux de l'éducation nationale des Côtes d'Armor HP <http://www.ia22.ac-rennes.fr/jahia/webdav/site/ia22/groups/ien-paimpol_webmestre/public/fichiers/administration/CRIP.pdf>

(65) *Guide Pratique: Protection de l'enfance: La cellule départementale de recueil, de traitement et d'évaluation, op.cit.*(49), pp.4-7.

情報の共有が可能になった。2007年法の制定より前は、各専門職の職務上の守秘義務により、関連情報の共有は困難であった。2007年法は、児童保護の目的が円滑に達成されるために、守秘義務に制限を加えたわけである。

この情報共有の仕組みは、現在、社会福祉・家族法典L第226-2-2条⁽⁶⁶⁾に規定されている。同条により、刑法典第226-13条（専門職等の守秘義務とその違反に対する罰則）の例外として、児童保護政策を執行する者又は児童保護に貢献する者（例えば、福祉機関・保健機関・教育機関の職員）が、個別状況の評価、児童保護の措置等の決定と執行において、守秘義務の対象となる情報の共有を行うことが許された。ただし、共有は、児童保護の任務の遂行にとり必要な範囲に限定され、また、父及び母等には、そのことを事前に知らせなければならないこととされた。事前に知らせることが児童の利益に反する場合には、この限りではないとされている。

(4) 評価の後の決定

評価が行われた事案については、どのような対応がなされるべきかが決定される（*décision*）。決定は、方向付け（*orientation*）と呼ばれることもある。対応は、大きく分けて三通りになる。行政上の対応を行うもの（行政的保護（*protection administrative*）ともいう。）、司法上の対応を行うもの（司法的保護（*protection judiciaire*）ともいう。）、具体的な対応が必要ないもの（*sans suite*）、である。行政上の対応を行うのは、危険やその可能性の程度が大きい児童についての事案である。このケースは、親が、児童の状況を改善する能力があり、行政側が示す状況判断、解決方法、援助を受け入れてくれるという展開になっているものである。行政機関の提供する援助を中心にしつつ、児童のさらされている危険とその可能性を解消していくということになる。これに対し、司法上の対応を行うものは、緊急性、重大性を帯びた事案であったり、当該家庭が行政側の介入を拒否し、行政上の対応では児童を危険から守ることができなかつたりするもの等である。このケースは、県議会議長から司法機関（具体的には共和国検事）へ事案を送致することになる。

4 行政上の対応

行政上の対応（行政的保護）は、前述のとおり、危険やその可能性の程度が大きい児童についての事案に対して行われるものである。また、事案によっては、当初から当事者である児童や家族から行政機関に相談が持ちかけられていて、その結果として当該行政機関の対応が継続しているものもある。このように当初から行政機関が関わっているものは、本章で順を追って説明してきた実施手続とは、異なる手順を踏んでいるものである。すなわち、例えば、SNATEDに対して第三者から通報が行われて、それが発端になり、CRIPが事案を行政機関に委ねるという種類のものではない。

行政上の対応を行う機関には、様々なものが存在するが⁽⁶⁷⁾、ここでは、最も代表的な児童社会扶助機関（ASE）⁽⁶⁸⁾の働きを紹介する。

⁽⁶⁶⁾ 2007年法第15条により挿入された規定。

⁽⁶⁷⁾ 多目的福祉サービス（*service social polyvalent*。高齢者や障害者等を含め幅広い福祉サービスを提供するもの）なども行政上の対応になる。

⁽⁶⁸⁾ 前掲注(18)参照。

(1) ASE の任務

ASE は、県の機関であり、各県に一つずつ置かれている。その任務については、社会福祉・家族法典 L 第 221-1 条⁽⁶⁹⁾に規定され、次の任務が与えられている。児童虐待防止・児童保護が、その中心にあるが、それに限らず児童・青少年を広い意味で守る活動も行っている。

- ① 未成年者について、健康、安全若しくは品行を危険な状態に陥れる、又は教育若しくは肉体的・情緒的・知的・社会的な発展を著しく損なう可能性がある困難に直面している場合において、当該未成年者及びその家族又は親権を有する者に対して、物質的、教育的及び心理的な支援を行うこと。
- ② 家族的、社会的又は教育的困難に直面し、それにより安定が著しく損なわれる可能性がある、独立した未成年者⁽⁷⁰⁾及び 21 歳未満の成年者に対して、物質的、教育的及び心理的な支援を行うこと。
- ③ 社会的な不適応が発生している可能性の高い地域で、疎外を防ぎ、青少年と家族の社会的統合を促進するための集団的諸活動を組織すること⁽⁷¹⁾。
- ④ 未成年者に対する緊急的保護措置の実施⁽⁷²⁾。
- ⑤ 家族又は法定代理人と協力しつつ、社会的サービスの対象となった未成年者の必要を満たし、当該未成年者に関する対応を見守ること。
- ⑥ 特に様々な介入措置が行われる場合において、未成年者の虐待を防止するための諸活動を統括し、虐待等を受ける未成年者に関する憂慮情報の収集・移送を組織し、虐待防止措置に参画すること。
- ⑦ 両親の場合と同じような愛着関係が新しい養育者と形成できるようにすること。

(2) ASE の活動の特徴

児童虐待防止・児童保護に関わる ASE の活動には、幾つかの特徴がある⁽⁷³⁾。すなわち、①原則として、親子を分離することなく、当事者となる家庭を維持しつつ、その家庭に対して養育・教育的、財政的支援を与えている。②業務の対象となる者が幅広く、問題を抱える児童とその家庭を支

⁽⁶⁹⁾ 現行の第 221-1 条は、2007 年法第 3 条により改正が行われ、その任務の追加等が行われた後の規定である。

⁽⁷⁰⁾ 前掲注(25)参照。

⁽⁷¹⁾ 「専門的予防 (prévention spécialisée: PS)」と呼ばれる政策が、③に該当する代表的事例である。「専門的予防」とは、疎外された青少年が社会的孤立状態から脱し、社会的に包摂されることを可能にする政策のことである。青少年犯罪が多い地域などで、県により実施されている。福祉関係者が路上等の青少年が集まる場所に積極的に出向き、対話をし、困ったことがあれば相談に乗るなどの活動をしている。福祉関係者は、民間団体に活動している者の場合が多く、特別育成士 (éducateur spécialisé、非行の有無にかかわらず、社会に適応できない児童及び青年の再教育・社会復帰を促進することを職務とする国家資格 (ギリアンほか [編著] (中村ほか監訳, Termes juridiques 研究会訳) 前掲注(15), p.175)) という資格を有することが多い。

⁽⁷²⁾ 未成年者の置かれた状況への対応に緊急性があり、かつ、親の同意が得られる場合に、ASE が一時的に親と児童を引き離す対応をすることもある。県が管理する施設等で一時的に児童を保護することになる。この一時的保護によって、児童は、当座のケアを受け、心と身体の安寧を取り戻すことができる。しかし、親と児童を一つの家庭に戻すことが最終目標になる。親の同意が得られない場合には、共和国検事や児童裁判官による一時的保護の決定がなされることもあるが、これは行政上の対応の範疇を超え、司法上の対応の範疇に入る。

⁽⁷³⁾ Comité éditorial pédagogique de l'UVMaF (Université virtuelle de maïeutique francophone), *Protection de l'enfance et aide sociale à l'enfance (ASE)*, 2011, pp.14-18. <http://campus.cerimes.fr/maeutique/UE-sante-societe-humanite/protection_enfance/site/html/cours.pdf>

援するだけでなく、養育家庭など児童の支援を行う者の相談に乗り、また、これらの者の状況の監視を行うこともしている。③複数の専門家の協力体制の下で運営されている。県によって ASE の具体的組織の在り方は異なっているが、例えば、特別育成士⁽⁷⁴⁾、心理士、事務官など複数の職種が配置され、これらの協力の下で、業務が進められる。

ASE による児童虐待防止・児童保護の基本的考え方は、問題となる家庭について、親の同意を得て、児童に対する対応を行っていくというものである。また、親と子に対して、適切な行動をとることができるように指導を進める。そして、当該家庭が養育・教育機能を十分に回復させ、児童がその家庭で健全に過ごすことができることを目指している。具体的な手順としては、例えば、ASE が、問題となる事案について、住所を同じくする親子に対する面談を設定し、その家庭の状況の把握が行われ、幾つかの対応策を提案することになる。

しかし、ASE の働き掛けに対して親から協力が得られない場合、あるいは ASE の対応では問題が解決できない場合などには、司法上の対応（司法的保護）に移ることになる。この場合には、県から共和国検事に事案が送致される。司法上の対応の中では、児童裁判官の決定に基づき、親とともに居住する家庭から児童を引き離すことが可能である。決定そのものに ASE は関わるができないが、実務上のプロセスには、ASE も関わることもある。例えば、分離された親と子の各々との面談、養育家庭のバックアップなどを ASE の業務として行うことがある。

(3) 支援のための具体的提案

前述のとおり、ASE は、問題となる家庭に対して、家庭の状況を改善するための対応策を提案することになるが、この提案として代表的なものは、次の四つである⁽⁷⁵⁾。ASE としては、これらの提案に基づく対応を継続し、当該家庭の育成・教育環境が改善することを支援していく。

(i) 家庭における育成的活動（AED）

「家庭における育成的活動（action éducative à domicile: AED）」とは、家庭において育成・教育環境が整えられ、また、親子の関係が良好に保たれるように、特別育成士、ソーシャルワーカー、心理士等を派遣し当該家庭を支援することである。児童と家庭が分離しない形態の支援となる。対応を行う期間は、通例、6 か月から 2～3 年である⁽⁷⁶⁾。あくまで親の同意と協力の下に行われる対応で、親の要請により開始されることも多い。手続的には、児童裁判官による司法的決定は必要なく、行政機関の対応で完結するものである。2007 年法より前は、「行政機関による育成養育扶助（action éducative en milieu ouvert administrative: AEMO A）」⁽⁷⁷⁾と呼ばれた。

(ii) 家族援助福祉士による支援

家庭における児童の生活リズム・家庭学習等に関する指導、親の日常生活（食事の準備、清掃・片

(74) 前掲注(7)参照。

(75) 提案には様々なものがあり得るが、Comité éditorial pédagogique de l'UVMaF, *op.cit.*(73), pp.23-24 において、この四つの分類が紹介されており、本稿では、この四つの分類に従って紹介することにする。四つの分類の各内容については、*Guide Pratique: Protection de l'enfance: Intervenir à domicile pour la protection de l'enfant*, Ministère de la Santé et des Solidarités, 2007, pp.4, 12-21. <http://www.social-sante.gouv.fr/IMG/pdf/Guide_Intervenir_3_BAT-2.pdf> を主に参照した。

(76) “Des aides éducatives à domicile pour les parents.” オー・ド・セーヌ県ホームページ <<http://www.hauts-de-seine.net/solidarites/famille/aides-aux-parents/des-aides-educatives-a-domicile-pour-les-parents/>>

付け・洗濯、家計管理等)に関する指導など、具体的で細かな支援を行い、家族の機能の回復を目指すという対応である。日々の生活状況の改善を目指すという性格が強い。したがって、このような対応の範囲で、家庭の抱える問題が解決するという事案について行われる対応ということもできる。この支援は、家族援助福祉士 (technicien de l'intervention sociale et familiale: TISF) という国家資格を持つ専門家により行われる。家族援助福祉士は、児童保護だけでなく高齢者・障害者福祉等の現場でも、個人や家庭に対して同様に具体的で細かな支援を行っている。手続的には、原則として、(i)と同様に、児童裁判官による司法的決定は必要なく、行政機関の対応で完結するものである。ただし、(iii)で説明する育成養育扶助の措置 (司法的措置) を採用した場合に、専門家として家族援助福祉士を派遣することも可能である。

(iii) 育成養育扶助 (AEMO)

「育成養育扶助 (action éducative en milieu ouvert: AEMO)」⁽⁷⁸⁾は、開かれた環境における教育活動、非分離育成扶助とも訳される。「開かれた環境」とは、施設等に収容するのではなく、現に存在する家庭が維持されるという意味を持っている。したがって、この児童保護の在り方は、AEDと同様に、児童と家庭が分離しない形態の保護である。しかし、AEMOは、後に詳述する育成扶助 (司法的命令に基づく在宅支援、里親・施設による養育等の措置)⁽⁷⁹⁾の一形態であり、この点で、AEDと性格を異にしている。

育成扶助については、その原則が、民法典第375-2条において「可能である場合には常に、未成年者を現在の環境の下に保たなければならない」と示されている。したがって、育成扶助の措置をする場合でも、あえて親子を分離して子を施設に入所させるのではなく、現在の親子の関係・生活基盤を維持しつつ、そこに支援を与えるということが基本になる。すなわち、まず、在宅支援 (AEMO) の措置をとることが想定されることになる。実際に、親子に対して介入が行われる最初期の段階から、施設入所が第一の選択肢になることは多くない⁽⁸⁰⁾。

AEMOの措置をとるためには、児童裁判官による司法的決定が必要とされ、行政機関の対応では完結しない。すなわち、AEMOは、AEDとは異なり、その実施について司法的手続を踏んでいる。AEMOの措置を行うプロセスにおいて、児童裁判官は、原則として家族の同意を得ることになるが、同意を得られない場合には強制的措置として決定を行うことができる。強制力を持つ点でも、AEDと性格を異にしている。このように、AEMOは、手続上は、司法上の対応 (司法的保護) に分類されるものであるが、ASEの提案として出されることも多く、また、行政上の対応の延長線上のものとして説明されることも多いため、本章ではASEの項目で紹介することとした。

AEMOの実際の手順を見ると、児童裁判官の決定に基づき、特別育成士等の福祉担当者が問題となる家庭に派遣され、家族や周囲の者 (学校関係者、医師、隣人等) との面談を行い、児童の養育・教育環境改善のための方策がとられることになる。実際に具体的にとられる方策が、AEDや家族

(77) «action éducative en milieu ouvert administrative» は、「行政機関による開かれた環境における育成 (あるいは教育) 的活動」と直訳することができるが、本稿では、松井・才村 前掲注(27), pp.44-45で、「action éducative en milieu ouvert» に対して「育成養育扶助」という訳語を当てているため、これに従い、「行政機関による育成養育扶助」とした。なお、AEMO Aや、後に紹介するAEMO Jという呼称について、団体のホームページなどでは、まだ使用し続けている例も見られる。“AEMO.” Union Nationale des Associations Familiales HP <<http://www.unaf.fr/spip.php?rubrique30>>

(78) 同上参照。

(79) III 5(3)参照。育成扶助には、AEMO以外に、入所等の措置 (placement de l'enfant) もある。

(80) 水留 前掲注(27), p.127.

援助福祉士による支援と内容的に大きく異なるわけではないが、AEMO の場合は、措置の結果が児童裁判官に報告され、当該措置を継続するか終了させるかが、児童裁判官により決定される。措置の期間は、6 か月から2 年までであり、原則として18 歳まで更新・延長することができる。AEMO の措置により養育・教育環境が改善され措置終了になった後で、児童裁判官の決定を必要としない AED に移行することもある。他方、育成扶助の措置がとられて施設入所になった児童の場合でも、元々の親・家庭の下での養育・教育環境が改善することがある。このようなケースでは、やがて施設退所となり、元々の親・家庭の所に児童が復帰することが考えられるが、そのときに、AEMO に移行し、児童裁判官による監視を継続することもある。なお、AEMO は、2007 年法より前は、「司法機関による育成養育扶助 (action éducative en milieu ouvert judiciaire: AEMO J)」と呼ばれた。⁽⁸¹⁾

(iv) 経済的支援

支援する家庭について、経済的に困窮したため養育・教育環境が劣悪になったという問題が見られる場合には、当該家庭が県からの経済的支援 (aides financières) を受けることを勧めることがある。社会福祉・家族法典 L 第 222-3 条において、家庭に対する支援には、「緊急援助 (secours exceptionnels) の形態で行われる、又は月ごとの手当 (allocations mensuelles) の形態で行われる経済的支援の供与」が含まれると規定していることに根拠がある。「緊急援助の形態で行われる」ものとは、困窮の程度が緊急性を要する程度に劣悪である場合に、特別の手当が給付されるものである。これは、原則として、金銭の給付である。また、「月ごとの手当」は、児童の健康を守り、発育を促進し、必要な物資を満たすために定期的に使用するものであり、金銭の給付以外にも、食品引換券等の給付が行われる場合もある。いずれも、具体的手続としては、当該家庭から県に対して申請を行い、県で給付の決定をするものである。金額等は県により異なっている。⁽⁸²⁾

5 司法上の対応

(1) 共和国検事への送致・通報

(i) 県からの送致

前述のとおり、CRIP で評価された憂慮情報のうち、緊急性、重大性を帯びた事案である場合等には、司法上の対応 (司法的保護) がとられることになる。手続としては、県議会議長から共和国検事への送致が行われることになる。県議会議長がどのような事案を送致しなければならないかについては、社会福祉・家族法典 L 第 226-4 条に具体的に規定される。同条によると、次の①～③のいずれのケースについても、送致が義務付けられている。すなわち、①未成年者が、民法典第 375 条⁽⁸³⁾に規定する意味において危険な状態にあり、県が、社会福祉・家族法典 L 第 222-3 条等の育成上の保護を提供したにもかかわらず、状況の改善が見られないとき、②家族が、その子に対して、県が①と同様の育成上の保護を行うことを拒絶したり、当該保護について協力することができなかつたりするとき、③児童が民法典第 375 条の意義における危険な状態にあると推定される場合であって、その状態の評価を県が行うことができないとき、という三つのケースである。

送致の際には、県議会議長は、当該の未成年者と家族に対して県が行ってきた対応があれば、そ

⁽⁸¹⁾ *Guide Pratique: Protection de l'enfance: Intervenir à domicile pour la protection de l'enfant, op.cit.*(75), pp.18-21.

⁽⁸²⁾ Conseil général des Alpes-de-Haute-Provence, *Règlement départemental d'action sociale: Aide sociale à l'enfance*, 2010, pp.11-12. <http://www.cg04.fr/fileadmin/user_upload/gestion_doc/solidarite_famille/docs_transverses/ASE.pdf>

⁽⁸³⁾ II 1 参照。

れを伝達することになっている。送致を受けた共和国検事は、児童裁判官に対して育成扶助等の申立てを行うか否かを決定し、その申立てについては速やかに県議会議長に伝達する。

(ii) 直接的通報・共和国検事の対応

共和国検事へ通報が行われるケースについて、より子細に見ると、CRIPで評価された憂慮情報だけが共和国検事に伝えられるわけではない。前述のとおり、刑法典第434-3条第1項では、何人でも、児童虐待等があった場合には、司法機関又は行政機関に対する通報義務を有することを定めている。したがって、児童虐待を発見した隣人が、共和国検事への通報を行うこともあるし、教育機関で児童虐待が発見された場合に、共和国検事へ通報を行うこともある。教育機関では、事案をCRIPに通報するべきか、それとも共和国検事に通報するべきかの判断について、マニュアル化している場合もある。例えば、ヴァンデ県のマニュアルでは、「明らかに危険な状態にある未成年者(身体的、心理的、性的暴力を受けているか、又は性的暴力が疑われる場合)」のときには、共和国検事へ通報することになっている。同時に、CRIPへは、この通報内容の複写を送付することになる⁽⁸⁴⁾。このように共和国検事へ通報を行うことについては、特に「通告 (signalement)」と呼び、「通報 (information)」の中でも区別して呼ぶこともある。

通報を受けた共和国検事は、児童の一時的保護が必要か否かの判断、次の段階として児童裁判官に育成扶助等を申し立てるべきかどうかの判断、更に刑事事件として提訴されるべきかどうかの判断を行う。

(2) 一時入所命令

共和国検事は、民法典第375-5条に基づき、未成年者の一時的保護(緊急的保護)を命じることができる。これは、一時入所命令(ordonnance de placement provisoire: OPP)と呼ばれる。すなわち、当該未成年者が発見された地区の共和国検事は、緊急の場合は、未成年者を受入施設等に一時的に引き渡すこと等を命ずる権限を有すると規定されている(同条第1項)。緊急の場合とは、性的虐待を受けている場合、身体に外傷等の危害が加えられている場合等である。一時的保護は、非常に限定的な期間について親と子を分離し保護を行うという措置である。

実際に受入施設等への引渡しを実行する場合に、警察組織が介入する場合もある。親が反対する場合には、警察は、実力をもって住戸の中に立ち入り、強制的に児童の身柄確保を行うことができる。ただし、親の同意がない状態で一時的保護が許されるのは8日以内であり、児童裁判官はこの期間について変更を行うことができる(同条第2項)。一時的保護については、元々親の同意がある場合もあり、他方で、当該事案に相当な緊急性が認められる場合を除き、民事訴訟法典第1184条第1項に基づき、児童裁判官が、親等から、その主張を聴く手続を実施しなければならないので⁽⁸⁵⁾、その際に親の同意が表明される場合もある。したがって、強制的に受入施設等へ児童が移されるケースが全てではない。また、児童の状況によっては、一時的保護の期間であっても、児童に親が連絡をとったり、面会したり、あるいは児童が親の家庭に外泊したりすることが許される。この許可については、共和国検事が、その態様・頻度を決めて行うが、その後の児童の様子を見て、連絡等を控えさせることもできる(民法典第375-5条第2項)。

一時的保護を行った場合は、共和国検事は、その期間内に児童裁判官へ事案の送致を行うことに

⁽⁸⁴⁾ “Guide pratique de la protection de l’enfance à l’usage des personnels de l’éducation nationale,” *op.cit.*(27), pp.14-16.

⁽⁸⁵⁾ 聴問 (audition) と呼ばれる。審問とも訳される。

なる。児童裁判官に事案が送致された後に、児童裁判官が一時的保護を延長することは可能であるが、共和国検事が最初に一時的保護を開始した日から6か月を上限とする。ただし、児童裁判官による証拠調べ (instruction)⁽⁸⁶⁾が終了しない場合には、共和国検事の意見を得た上で、更に6か月まで延長を行うことができる (民事訴訟法典第1185条)。

(3) 育成扶助

(i) 裁判手続

(a) 申立て

共和国検事から児童裁判官に送致された事案については、育成扶助の申立てが行われることになる。育成扶助とは、前述したとおり、司法的命令に基づく在宅支援、里親・施設による養育等の措置を指す。育成扶助の申立てを児童裁判官に行うことができる者 (申立権者) は、父、母、両親、当該の子が託された個人若しくは施設、後見人、未成年者自身又は検察官である。例外的に、職権によって児童裁判官自身が育成扶助の裁判手続を開始することもできる (民法典第375条第1項⁽⁸⁷⁾)。実際には、ASEを経由して通報を受けた共和国検事からの申立てであることが多い⁽⁸⁸⁾。

また、育成扶助の対象となる子については、同一の親権の下にある子が複数存在するときは、その全員に対して育成扶助を命じることもできるし、特定の子に限って育成扶助を命じることもできる (民法典第375条第2項)。児童裁判官が、申立てを受理し、審理・処分の手続を開始すると、そのことが共和国検事に通知される。また、申立者ではない父、母、後見人又は当該の子が託された個人若しくは施設の代表者に対しても通知が行われる (民事訴訟法典第1182条第1項)。

(b) 調査等の措置

育成扶助を命令すべきか否かを判断するプロセスにおいて、児童裁判官は、①未成年者とその両親のパーソナリティと生活状態に関する調査の措置を命ずることができる。この調査措置は、とりわけ社会的調査 (enquête sociale)⁽⁸⁹⁾、医学的調査 (examens médicaux)、精神医学的・心理学的鑑定 (expertises psychiatriques et psychologiques)⁽⁹⁰⁾によって行うものである。児童裁判官自らが実施することはできないので、ASEの特別育成士等に行わせることになる。特別育成士らは、親子への面談を行い、また今までに関わりを持ってきた教育機関・施設等へのヒアリングを行いながら進める。しかし、より踏み込んだ調査が必要になる場合は、②育成上の調査と指導 (investigation et d'orientation educative: IOE) の措置を命ずることができる。医師、心理士、精神科医といった専門職による多面的な角度からの調査と指導を行うものである。②は、①の調査措置に比べ、より専門的な対応である⁽⁹¹⁾。①、②のいずれの措置を命ずるのも、児童裁判官自らが職権で行うことができるし、又

⁽⁸⁶⁾ 各種調査、証言の収集、当事者の主張の聴取など。

⁽⁸⁷⁾ 育成扶助については、民法典では、第375条から第375-9条 (同法典第1編第9章第1節第2款の部分) において規定している。

⁽⁸⁸⁾ 水留 前掲注⁽²⁷⁾, p.125.

⁽⁸⁹⁾ 家族の経済的・精神的状況、子の置かれることになる生活・育成の条件、子の利益のために必要な措置などを、資格を有する者に調べさせるもの (山口 前掲注⁽¹⁹⁾, p.201)。

⁽⁹⁰⁾ 医学的調査、精神医学的・心理学的鑑定ともに、親又は児童において、身体的・精神的な障害の可能性があり、その点に関する専門家の意見が必要な場合に行われる調査。意見が書面で児童裁判官に提出される。Michel Huyette et al., *Guide de la protection judiciaire de l'enfant*, 4^e édition, Paris: Dunod, 2009, pp.30-31. <<http://www.huyette.net/2014/04/guide-de-la-protection-judiciaire-de-l-enfant-en-telechargement-libre.html>>

はその事案の当事者若しくは検察官の請求によっても行うことができる（民事訴訟法典第 1183 条）。これらの措置の実施のために、前述した一時的保護を行い、受入施設等へ子に移すこともあり得る。

(c) 法廷手続と判決

法廷手続としては、非公開の法廷での弁論、判決の言渡しが行われる。親、後見人、又は当該未成年者が託された個人若しくは施設、更に必要である場合には当該未成年者に対して呼出しが行われ、児童裁判官が聴問を行う。これらの者以外にも聴問が行われることがあるが、その対象は、聴問を行う意義があると考えられる全ての者である。当事者の弁護人に対しては意見聴取が行われ、最後に検察官の意見が述べられることになる。なお、児童裁判官は、弁論の最中において、当該未成年者に対して法廷から退席させるという配慮を行うこともできる。これらの一連の手続の後に、判決が言い渡される（民事訴訟法典第 1182 条第 2、3 項、第 1188、1189 条）。

判決の内容としては、主に三つのものが考えられる。①前述した育成養育扶助（AEMO）の措置を命じるもの、②入所等の措置（placement de l'enfant）を命じるもの、最後に、③当該申立てに相当する危険はないので棄却（non-lieu）と判断するものである。①と②は育成扶助の措置である。

(ii) 入所等の措置

AEMO は既に紹介したので⁽⁹²⁾、ここでは、入所等の措置について紹介する。AEMO と異なり、入所等の措置は、未成年者を親から分離して、例えば施設等で養育を行うものである。「入所等（placement）」については、「預入れ」や「託置」の訳語を用いることもある。民法典第 375-3 条により、児童裁判官は、児童の保護のために入所等の措置を決定することができるとされ、当該児童を委ねる先として、次の五つを挙げている。すなわち、①両親のうち他方の親、②家族のうち他の者又は信頼に値する第三者、③ ASE、④日中又は他の形態で養育を行う施設、⑤通常又は専門の、保健又は教育の施設である。育成扶助の目指すところは、血縁関係的な心の交流の下で児童を育成することであり⁽⁹³⁾、また当該家庭の機能を回復させることである。そのため、まず、両親のうち他方の親、家族のうち他の者という血縁関係の中で委託先が模索される。しかし、これらの委託先は、児童虐待がある場合には、現実には用いることが難しい選択肢であり、ASE に委ねられることも多い。ASE は、更に里親又は施設⁽⁹⁴⁾に児童を委託する。里親への委託は、ASE を通じて行われる。また、④は、児童のためのデイケア施設や、例えば週末だけを過ごす一時的入所施設を指している。⑤は、医療・保健施設（一般・精神病院、リハビリテーション施設、療養施設等）、教育・更生施設等を指している。⁽⁹⁵⁾

(iii) 育成扶助の期間とその終了

育成扶助を命じる期間であるが、公的等の機関又は施設により育成扶助が実施される場合（入所等の場合）については、原則として 2 年以下の範囲で決められる。ただし、正当な理由を示した児

(91) *ibid.*, p.31.

(92) III 4 (3) (iii) 参照。

(93) 安見ゆかり「フランスにおける育成扶助・親権委譲・親権喪失（retrait）制度について」『青山法学論集』53 巻 2 号, 2011.9, p.170.

(94) 前掲注(92)参照。

(95) Huyette et al., *op.cit.*(90), pp.178-183, 196.

童裁判官の判決によって更新が可能である。法令上、更新の回数に上限は設けられていない。例外として、親が、人間関係と育成の上で、重大で慢性的な問題を呈しており、それが親としての責任を果たすのに継続的な影響を与えると考えられる場合には、2年より長い期間の措置を命じることができる。これにより、児童の人間関係、情緒及び生活の場の継続性を確保しようとするものである（民法典第375条第3、4項）。実際には、6か月又は1年の措置を命じ、状況を把握しながら更新を行うことが多い⁽⁹⁶⁾。

育成扶助⁽⁹⁷⁾は児童の家庭環境が改善し、危険な状態等が解消した場合に終了する。委託先から児童裁判官に届けられた報告を基に、児童裁判官の判断が下される。通例、これは、更新時期に当たり、更新するか否かの決定が行われる。前述したとおり、更新は、正当な理由を示した児童裁判官の判決によって行われる。更新しない場合は、そのまま終了になる。更新時期よりも前に、随時に児童裁判官が育成扶助の終了の判決を下すことも可能である。更新時期より前に終了するための手続開始の申立ては、児童裁判官が職権で行うこともできるし、親、育成扶助の委託先、未成年者自身、検察官などが行うこともできる（民法典第375-6条）。さらに、児童が成人に達した場合には、育成扶助は制度的に終了することになる。

(iv) 親権の行使に関する制約

育成扶助と親権の関係であるが、育成扶助の措置がとられた場合であっても、それだけで親権が法的に制限されたことにはならない。しかし、親と分離されて児童が生活するということは、日常生活の行為（*actes de la vie quotidienne*）⁽⁹⁸⁾に関しては親の指示を受けることなく児童を委託された者（里親や施設等）が判断して行うことになるので、親権の行使（*exercice*）においては、ある種の制約が見られると理解される。このことは、民法典第375-7条第1項により、育成扶助の措置を受けた子の父及び母は、あらゆる性質（*attributs*）の親権の行使を継続して行うことができるが、育成扶助の措置に反することはできないと規定されていることと一致する。ただし、日常生活の行為ではない、重要な決定（*décision importante*）をするに当たっては、児童を委託された者は、親の意思の確認を必ず行っている。例えば、学校・職業の選択、進路の決定、医療行為の選択、信教の自由に関すること等である。また、民法典第375-7条第4項では、特に、親の権利に配慮し、親が通信権（*droit de correspondance*）、訪問権（*droit de visite*）及び宿泊させる権利（*droit d'hébergement*）⁽⁹⁹⁾を有していることを特記しているが、子の利益のために必要であれば、児童裁判官がそれらの権利の行使に制限を加えるという手続についても規定している。⁽¹⁰⁰⁾

(4) 親権の委譲・喪失

極めて深刻な事案、すなわち、親権の行使に制約が加わるという範囲で児童保護を行うだけでは問題が解決しないという事案については、親権そのものを制限することも可能である。この手続は、①親権の委譲（*délégation*）、②親権の喪失（*retrait*）⁽¹⁰¹⁾に大きく分かれる。

⁽⁹⁶⁾ 久保野恵美子「2. フランス」『海外制度調査報告書（イギリス及びフランス）』2009.1, p.11. 法務省ホームページ <<http://www.moj.go.jp/content/000033297.pdf>>

⁽⁹⁷⁾ この育成扶助の終了の手続は、AEMOの場合にも、同様に適用される。

⁽⁹⁸⁾ 例えば、起床時刻、食事の内容、余暇の過ごし方、友人と遊ぶこと等。

⁽⁹⁹⁾ 一時受入権とも訳される。

⁽¹⁰⁰⁾ Huyette et al., *op.cit.*⁽⁹⁰⁾, pp.228-232.

⁽¹⁰¹⁾ 剥奪、取上げとも訳される。

①は、両親の明確な無関心がある、又は親権行使が全部若しくは一部について不可能である場合に、児童を委託された個人、施設又は ASE 等が家事事件裁判官 (juge aux affaires familiales)⁽¹⁰²⁾ に対して申立てを行い、その申立者に対して親権の全部又は一部を委譲させるものである (民法典第 377 条第 2 項)。このような委譲は、強制的委譲と呼ばれるが、これ以外にも任意的委譲も存在している。任意的委譲は、児童虐待と原則として関係のない手続であり、例えば、外国勤務・入院・病気のときに祖父母に子を預ける父母が自ら申立てを行い、当該祖父母に親権を委譲しておくというものである。

②には、刑事裁判によるものと民事裁判によるものがある⁽¹⁰³⁾。刑事裁判によるものは、父及び母が子の身上に関して行った重罪又は軽罪の犯人である場合等に、刑事裁判所が有罪判決とともに、その判決で明示的に親権の喪失を宣告することができるというものである (同第 378 条第 1 項)。民事裁判によるものには、a 父及び母が、その子が育成扶助の措置を受けている場合において、親権の行使と義務の履行を 2 年以上故意に行わなかったときに行われるもの (同第 378-1 条第 2 項)、b 虐待、アルコール飲料の常習的かつ過剰な摂取、麻薬の使用、周囲によく知られた不行状、違法な行動、世話の懈怠又は指導の欠如により、父及び母が、子の安全、健康又は品行を明らかに危険にさらすときに行われるもの (同第 378-1 条第 1 項) という 2 種類がある。a は、父母が、訪問権等を全く行使しなかったとき、子の生活費・教育費の負担を不当に行わなかったときなどに適用される⁽¹⁰⁴⁾。b は、親権の喪失が子の利益につながるか否かによって判断され、危険があるだけで直ちに親権の喪失に至るわけではない。具体的な適用例を見ると、その多くはニュースになるような悲惨な事件であると言われる⁽¹⁰⁵⁾。a、b ともに、検察官、家族構成員又は子の後見人が、親権の喪失の申立てを大審裁判所に行うことにより審理が行われる (同第 378-1 条第 3 項)。親権の喪失の場合にも、全部又は一部の喪失の 2 種類がある (同第 379-1 条)。

親権の喪失の手続を通じて、児童に対して親権を行使する者が誰もいなくなった場合には、大審裁判所等の民事裁判所は、第三者 (親族等) に親権を仮に委託し後見人となる申請を行わせるか、又は ASE 若しくは児童の受入施設に親権を委託するかという決定を行う。この決定は、親権の喪失を決定した判決の中で、同時に述べられるものである (同第 350 条第 5 項、第 380 条第 1 項)。

(5) 刑事事件としての扱い

共和国検事の下に伝えられた情報 (県議会議長から送致された憂慮情報や、直接に通報された情報) が刑法上の犯罪を構成すると考えられる場合であって、加害者の刑事訴追を行うときには、共和国検事から刑事事件を扱う裁判所への提訴が行われる。この手続として代表的なものは、①違警罪又は軽罪⁽¹⁰⁶⁾の場合に、事前の予審手続⁽¹⁰⁷⁾をとらずに、違警罪裁判所 (tribunal de police) 又は軽罪裁判所 (tribunal correctionnel)⁽¹⁰⁸⁾ に直接的に提訴するもの、②特に重罪の場合に、予審裁判官 (juge d'ins-

⁽¹⁰²⁾ 家族事件裁判官、家事 (家族) 事件判事とも訳される。大審裁判所に置かれ、離婚・別居、扶養義務、親権行使、子の姓名の変更等に関して管轄する。山口 前掲注(19), pp.312-313.

⁽¹⁰³⁾ Alain Bruel, *Entre innocence & malice: La justice des mineurs présentée et commentée par un juge des enfants*, Association française des magistrats de la jeunesse et de la famille, 2005, pp.62-63. <<http://www.afmjf.fr/Entre-innocence-et-malice-a.html>>

⁽¹⁰⁴⁾ 安見 前掲注(93), p.182.

⁽¹⁰⁵⁾ 親権の喪失になった事件としては、例えば、飲酒依存状態の親が冬季に子を連れて飲酒を続けていたところ、子が冷たい飲み物の中に繰り返し手を入れて遊んでいるうちに指 1 本を失ったという事件がある。久保野 前掲注(96), p.14.

⁽¹⁰⁶⁾ 前掲注(32)参照。

truction)⁽¹⁰⁹⁾に予審請求をし、有罪の証拠が十分であることが判明したときに、予審裁判官から判決を下す裁判所（重罪院（cour d'assises）⁽¹¹⁰⁾等）に移送するもの、という二つである⁽¹¹¹⁾。前述のとおり、判決を下すに当たって、当該裁判所は、民法典第378条第1項に基づき、有罪となる親について、親権の喪失を宣告することができる。この刑事手続と児童の保護の関係であるが、育成扶助（AEMOを含む）の手続は、民事手続として児童裁判官によってなされるものであり、刑事手続とは別に行われるものである。したがって、共和国検事の下に伝えられた情報について、育成扶助という民事手続と、加害者の訴追という刑事手続が同時にとられることがある。

おわりに

フランスの児童虐待防止制度は、その歴史の長さ、幅の広さに特徴付けられている。歴史の長さとは、既に19世紀の段階から関連法制が制定されていたことに表れている。その後、幾多の法令の制定・改廃を経て、現行制度に至っている。また、幅の広さとは、参画する機関・団体に様々のものがあり、児童虐待への対応方法も多岐にわたっているということである。県の行政機関を中心にするが、県から委託を受けた団体（アソシエーション）も多数存在し、重要な役割を担っている。行政機関だけでなく、共和国検事、児童裁判官といった司法機関も、司法的保護の面で大きな機能を果たしている。他方、県による対応を中心としつつも、全国を対象とする虐待通報のための専用電話サービスがあるのも、特徴的である。

このように歴史が長く、幅の広い仕組みは、一面で、複雑であるという特徴を持つが、歴史的な発展を経る中で、必要な対策がかなり多く盛り込まれているということもできる。必要な対策が盛り込まれるということは、我が国の児童虐待防止制度の改善を考える際にも、参考になる仕組みが幾つも存在するということである。本稿が、このような参考事例を提供することになるならば、幸いである。

（みわ かずひろ）

⁽¹⁰⁷⁾ 予審（instruction）とは、公訴権行使の前提として、犯罪の行為者を特定し、その人格を解明し、当該犯罪の状況・結果を確定する手続。重罪については義務的に、軽罪については選択的に、違警罪については例外的に行われる。山口 前掲注⁽¹⁹⁾, pp.296-297.

⁽¹⁰⁸⁾ 各々、違警罪、軽罪を管轄する裁判所。

⁽¹⁰⁹⁾ 予審判事とも訳される。予審手続を行う裁判官。証拠調べ、被疑者の尋問などを行い、犯罪の容疑を認めるときには、判決を下す裁判所へ事案を移送する。犯罪の容疑を認めないときは、免訴を命じる。山口 前掲注⁽¹⁹⁾, pp.314-315.

⁽¹¹⁰⁾ 重罪を管轄する裁判所。

⁽¹¹¹⁾ Conseil général de l'Ardèche, *Enfance en danger: Que faire?* 2011, pp.15-16. <http://www.ardecche.fr/cms_viewFile.php?idtf=218&path=f2%2F218_283_guide_enfance_en_danger_BD.pdf>